

韓国における立法支援 システムの調査報告

角 田 篤 泰
齋 藤 大 地
関 根 康 弘

第1章 はじめに

第1節 調査目的

第2節 調査方法

第3節 調査項目

第2章 調査結果

第1節 韓国法情報システムの概要

第2節 導入の経緯

第3節 国家立法支援システムの詳細

第4節 立法エディタの詳細

第3章 まとめ

第1章 はじめに

本稿では、韓国法制処¹⁾（以下「法制処」という）が提供している韓国法情報システム（Korea's Law Information Systems）についての調査結果を報告している。本報告によって、韓国法情報システムの機能的側面からの全体像を明らかにする。本章では、本調査の目的、方法、項目について順に各節で示す。

第1節 調査目的

本調査は、機能的な観点から韓国法情報システムの全体像を明らかにすることを目的とする。特に、筆者らが進めている e-Legislation の研究の一環として²⁾、立法支援システムの国際的な動向を調査する中で、韓国における調査結果として報告するものである。したがって、韓国法情報システムの位置づけや制度的な概要も簡単に記すが、主要な問題関心は、筆者らが今後提供する e-Legislation のための支援システムの開発時に参考となるような情報を収集し、整理することにある。なお、内部的な実現方式の調査よりも、むしろ、現実に導入した際のユースケースや要求仕様の検討に役立つことが当面の課題であるため、外部仕様の調査に重点を置き、そのために、実際の利用者からのヒアリングも重視している。

第2節 調査方法

現地調査及び招聘により、主要な関係者からのヒアリング、資料提供、プレゼンテーション、及びデモンストレーションによって、調査を進めた。なお、提供された資料も分析して本報告に反映している。

[主な行事]

- ・2010年10月18日 法制処にて、予備的な現地調査実施。プレゼンテーションのみ。
- ・2011年11月24日 法制処にて、現地調査実施。プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング。
- ・2012年2月17日 名古屋大学大学院法学研究科にて、法制処法令解釈情報局行政法令解釈課の李東禧課長招聘による調査実施。プレゼンテーション、ヒアリング。

[提供を受けた資料]

- ・一般パンフレット（英語）
「Law Information Service」

2011年の現地調査時に法制処より提供された資料である。

- ・訪問時のプレゼンテーション資料（英語）

「Introduction to Korea's Law Information Systems」

2011年の現地調査時に法制処より提供された資料である。

- ・Seung-Jin Hong氏の論文（英語）

「Informatization of Legislation by the Korean Government:
Current Status and Prospect」³⁾

元法制処広報担当官・国際協力担当官のHong氏が2010年10月18日に韓国（ソウル）で行われた国際会議“e-Legislation, Bilingual KWICs and Beyond in Korea, Japan and Taiwan”において発表したものである。

- ・法制執務マニュアル（ハンゲル）

『法令立案審査基準（以下「立案審査基準」という）』⁴⁾

法制処によって2010年に発行された書籍で、2012年に法令解釈情報局行政法令解釈課の李東禧課長を招聘した際に提供されたものである。

- ・招聘時のプレゼンテーション資料（日本語）

「国家立法支援システムの紹介」

2012年に法令解釈情報局行政法令解釈課の李東禧課長を招聘した際、プレゼンテーションに使用された資料である（非公開）。李氏によれば、この資料の基になっているのは、法制処の法令情報センター長Chan-hee Cho氏によるプレゼンテーション資料とのことである。

第3節 調査項目

本節では、本調査で実施された調査項目の概要を示す。これらについての調査結果は第2章で報告する。調査項目を大きく分類すると、韓国法情報システムについて、①概要、②導入経緯、③機能の詳細、である。これらを順に説明する。

①概要

〈38〉 韓国における立法支援システムの調査報告（角田・齋藤・関根）

韓国法情報システムについて、その目的とともに、利用規模、全体構成、主要機能などの概観的な仕様について調査するものである。この調査項目によって全体把握を目指した。

②導入経緯

韓国法情報システムを導入することになった背景的な事情や経緯について調査するものである。これによって、e-Legislationシステム導入のための環境的な条件のヒントを得られるものと考えている。すなわち、日本においても、このようなシステムを導入する際に、考慮すべき事情を洗い出すために貢献できる調査である。必ずしも日本と韓国では背景事情が同じとは限らないので、機能的に優れているからと言って、直ちに類似のシステムの導入が可能な訳ではなく、その検討が必要であり、そのための調査項目である。

③機能の詳細

韓国法情報システムの主要機能について、ユーザの利用局面のフロー、全体構成、機能概要について調査するものである。これらを調査することによって、e-Legislationシステム設計時の外部仕様を検討するための素材を提供することを目的としている。

第2章 調査結果

第1節 韓国法情報システムの概要

韓国法情報システムとは、国家立法支援システム（National Legislation Support Center）と韓国法令情報提供システム（Korea Law Service Center）の2つのシステムの総称である（図1）。韓国法情報システムの本格的な利用開始は2009年である。

国家立法支援システムとは、各省庁の法令起案から法制処での審査、閣議審議及び国会審議、法令の公布までの政府立法について、そのすべての過程を電子的に管理することを目的とした、立法の総合管理システ

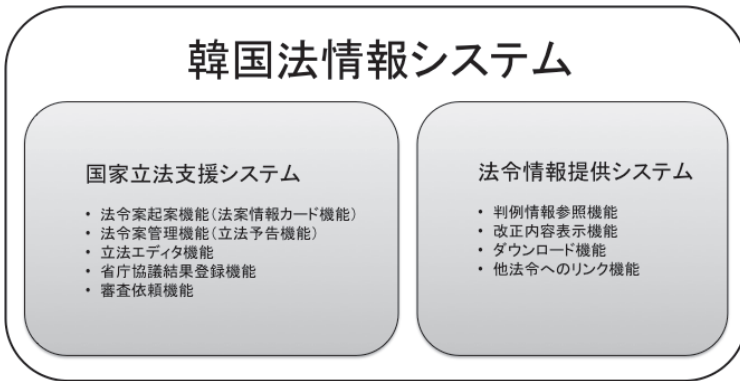


図1 韓国法情報システム

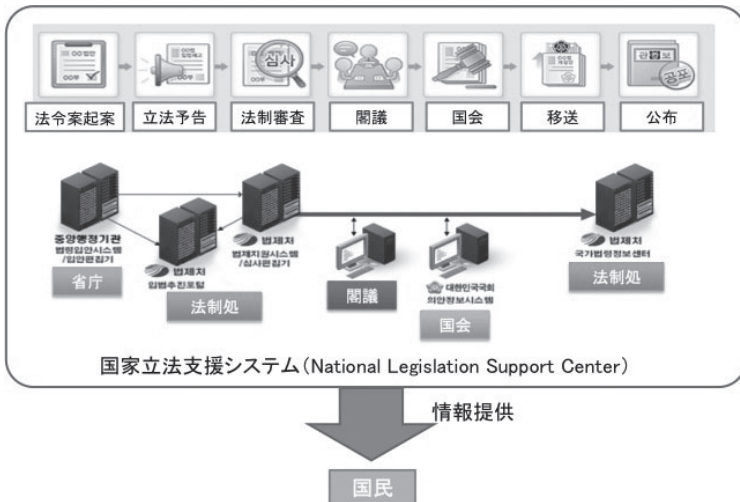


図2 国家立法支援システム概要図

ムである(図2)。

この立法過程の状況は、すべてインターネットを通じて国民に情報開示されている。さらに、地方自治体の職員をはじめとする国民すべてが、専用の「立法エディタ」と呼ばれるフリーソフトウェアをダウンロードして法令案を記述する際に利用することが可能である。また、法制執務

〈40〉 韓国における立法支援システムの調査報告（角田・齋藤・関根）

のトレーニング・プログラムも Web 上で提供されている。

国家立法支援システムの主要機能は次の通りである。各機能の詳細は第3節にて紹介する。

- ・法令案起案機能（法令案情報カード機能）
- ・法令案管理機能（立法予告機能）
- ・立法エディタ機能
- ・省庁協議結果登録機能
- ・審査依頼機能

一方、韓国法令情報提供システムは、国家立法支援システムにより立法された電子的な法令と関連情報を広く国民に提供するシステムであり、その主要な機能は次の通りである。

- ・判例情報参照機能
- ・新旧対照表による改正内容表示機能
- ・ダウンロード機能
- ・他法令へのリンク機能

第2節 導入の経緯

韓国の法体系は、憲法、法律、大統領令、府省令、行政規則の5つのカテゴリより構成されている。これらのカテゴリの中には、韓国においても、日本同様に多くの法令が存在し、それらが頻繁に改正されている。2010年8月には、韓国の法令は憲法と1,255の法律、1,703の大統領令、71の総理府令、1,411の省令の合計4,441法令によって構成されている⁵⁾。1980年時点では法令数は3,013法令であったため、1980年から2010年の30年間に約47%増加したことになる。また、毎年、全法令の30%から40%が改正されている。このような立法の状況に対応する必要性から韓国法情報システムのような電子化が推進される土壌は既に存在していたと言える。

Hong氏の報告⁶⁾によると、韓国において、立法過程の電子化が必要とされた主な理由として以下の4点が挙げられている。

①立法過程の改善の必要性

韓国においても、社会が複雑化、多様化するにつれて法によって規制される物事も増えてきた。また、国民の法や権利に対する意識の高まりに合わせて、法令の数が急速に増え、法がカバーする範囲も拡大している。そのため、立法には複雑な手続きによって長い期間を要し、実際の公布までに最低でも6ヶ月、長い場合には1年以上かかることもある。さらに、韓国の立法過程には様々な政府機関や国会の役割が複雑に入り組んでいる。かつてはそれぞれの立法作業の担当者は一貫した基準なしに独自の手法でそれぞれの作業を行っていた。各部署の職員は90年代の初頭からパソコンやワープロを使い始めていたが、それぞれの作業の連携がとれていなかったため、立法に必要な時間は長くなり、急速に変化する社会への迅速な対応は困難であった。その結果、政府機能の全体的な非効率性に関して、多くの問題が提起された。そこで、立法過程の電子化は複雑で非効率的な立法過程を効率化する手立てとして期待されたのである。

②法情報へのアクセス改善の必要性

国民には法の内容を知る必要があるにも関わらず、韓国において、法は、1998年に無償でデータベースが公開されるまでの長い間、法律書を持つ限られた専門家だけのものであった。法律書は高価な上、毎月のように更新されるため、すべての改正を即座に反映させることは困難であった。そのような背景の下、社会の情報化につれて、法令についてもオンライン公開の要求が起こるようになった。そして、法情報の電子化が進めば、国民は立法、改正、廃止の過程やその理由を知ることができ、裁判所の判決、行政審判や法律の詳細や解釈についての情報なども入手できるようになる。さらに、国民はこれらの法情報をタイムリーに無償で入手できるように改善する必要がある。

③実務担当者の専門性の欠如を補う必要性

韓国において中央行政機関や地方政府の法制執務を担当する職員は、定期的な配置転換があるため、一つの部署に留まることができ

ず、通常は2～3年ごとに配置が切り替えられる。このため、伝統的な慣行に従って法令案を作成しなければならない実務担当者も多くは、法制執務の専門的知識がなく、法令案、改正文、または新旧対照表を作成する際に、ミスをすることが多かった。このように経験が浅く、専門的知識のない実務担当者のためにも、立法支援システムが必要であった。

④立法過程の透明化の必要性

本来、法令を作るプロセスは、規定文を書くことだけでなく、関係者間の紛争を解決し、社会を統合するためにも機能すべきである。例えば、立法過程の情報の開示は、法令の内容と手続きに正当性を与えることになるであろうし、人々が政治に参加する機会や法律が安全な形で有効化される機会も生むであろう。しかしながら、韓国では立法予告の情報は官報でのみ公開されていて、僅かな法令のみインターネットで公開されているに過ぎなかった。そこで、立法過程での組織的な情報の管理と保全において透明性の確保が必要であるという要求が高まったのである。

以上のような理由により、韓国では総合的な法情報システムが必要とされるようになった。この要求に応える形で、まず1992年に政府内で法令データベースが公開され、1992年から1998年にかけて韓国法制研究院⁷⁾より一般に向けて有料で公開された。1998年8月からは総合法令情報センター（the Synthesized Legal Information Center）⁸⁾ という名称のWebサイトが開設され、一般に向けて無償で公開された。これが今日の韓国法令情報提供システムにつながっている。

一方、国家立法支援システムのプロジェクトは2005年に法制処によって開始された。このプロジェクトは4つの段階で進められた。2006年12月から2007年6月までに行われた第1段階では、主に法令案のレビュー機能や全体的な情報管理機能を持つシステムが開発された。2007年10月から2008年4月までに行われた第2段階では、このシステムが全省庁で利用されるために拡張され、担当者向けの研修も行われた。2008年6月から2008年12月までに行われた第3段階では、法令案

の立法状況を確認できるようになり、法令の改正及び廃止は「立法手続きポータル」と呼ばれる Web 上のシステムを通じて管理されるようになった。また、この期間には、重要度の高い一部の行政規則などが韓国法令情報提供システムに登録されたため、このような行政規則の法令案も国家立法支援システムによって管理されるようになった。2009年の3月から2009年の11月までに行われた第4段階では、法制処は「立法教育ポータル」と呼ばれる Web 上のシステムにて、保持されているほとんどの法律知識と教材の提供を開始した。これにより、国家立法支援システムの開発プロジェクトは完了した。

第3節 国家立法支援システムの詳細

本節では、韓国法令情報システムのうち、特に国家立法支援システムを対象に、各機能及びその画面について詳細に説明する。国家立法支援システムに着目する理由は、そこで提供される諸機能が、筆者らが開発中の当面の e-Legislation のためのシステムと機能的に重なる部分があるからである。

国家立法支援システムの特徴は、省庁の職員による法令起案（主に改正）の自動化・標準化を目的とした立法エディタを提供していることと法令文書の作業フローとその履歴を管理することができることである（図3）。なお、法令文書の作業フローとは、法令案作成、省庁協議、立法予告、規制審査、審査依頼などの作業の流れを指す。また、法令立案過程の情報管理だけではなく、行政規則（告示・通達類）の登録やその整備についても、国家立法支援システムによる一元管理が可能となっている。

本節では、国家立法支援システムの詳細機能を図3に示されている利用フローに沿って順に示す。なお、以降では、システムの画面例の図はハングル部分を翻訳する必要性から、実画面ではなく、対応する日本語イメージを作成して提示されている。

①システムにアクセス

国家立法支援システムは、政府内 WAN での利用に限られており、

〈44〉 韓国における立法支援システムの調査報告（角田・齋藤・関根）

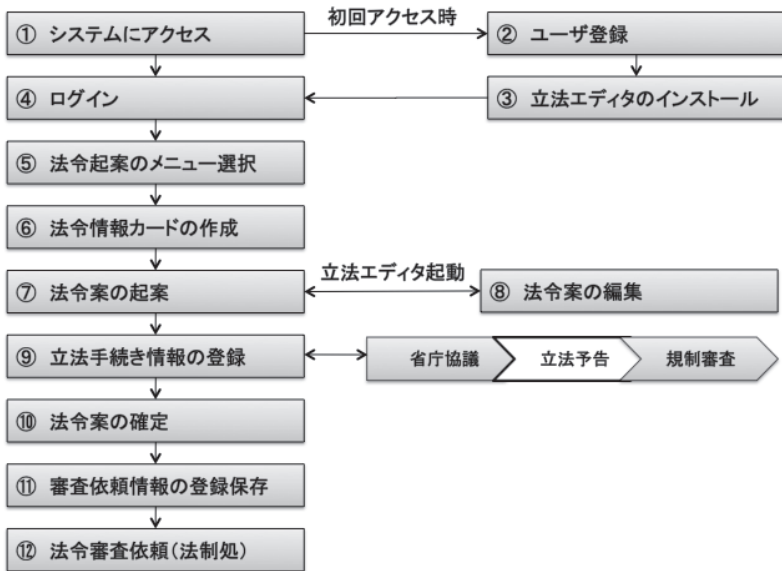


図3 国家立法支援システムの利用フロー

Webブラウザを用いてそのWebサイト⁹⁾にアクセスすることで利用を開始する。このサイトのトップページからは、ログイン、立法エディタのダウンロード、立案情報入手、動画によるヘルプ及び動画による実習教材利用等の機能が利用可能である。

②ユーザ登録

初めての利用の際にユーザは、ID及びパスワードの発行申請を行わなければならない。その際には氏名、所属機関、メールアドレス、ID、パスワード等の必要事項を入力の上、利用者登録を行う。IDはすぐに発行され、登録時のメールアドレスに登録完了通知のメールが届く。

③立法エディタのインストール

国家立法支援システムのトップページから立法エディタをダウンロードし、利用者のパソコンにインストールしておくことが可能で

ある。なお、ユーザ未登録の状態でもダウンロード及びインストールを行うことが可能である。

④ログイン

登録済のIDにてログインをすると、ログイン後のトップページが表示される(図4)。このトップページ内にあるメインメニューには、次の4項目がある。

- ・法令立案
法令案の起草、法令案を編集する。
- ・法令審査後管理
審査完了の法令案を検索、照会する。
- ・立法計画
政府立法計画を照会する。
- ・行政規則登録



図4 ログイン後トップページ

〈46〉 韓国における立法支援システムの調査報告（角田・齋藤・関根）

各省庁で発令した行政規則を登録する。

⑤法令起案のメニュー選択

メインメニューの「法令立案」をクリックすると、現在起案中の法令案の一覧が表示される（図5）。この一覧には、法令名、改正や新規制定などの種別、作業ステータス、所管省庁名、担当者及び更新年月日が表示されている。これにより、どの省庁でどのような法令が起案されているのかを確認することができる。新たに起案する際には、この一覧画面の下部にある「法令情報カード作成」¹⁰⁾のボタンをクリックし、本件法令案の必要情報を入力するための画面を立ち上げる。

法令案一覧						
No.	法令名	種別	ステータス	所管	担当者	更新日
1	○○○○○○○○法	一部改正	編集中	○○省	○○○	2012.1.1.
2	○○○法	一部改正	編集中	○○省	○○○	2012.1.1.
3	○○○○○○○○法	一部改正	編集中	○○省	○○○	2012.1.1.
4	○○○○○法	一部改正	編集中	○○省	○○○	2012.1.1.
5	○○○○○○○○法	制定	編集中	○○省	○○○	2012.1.1.
6	○○○○○○○○法	一部改正	審査中	○○省	○○○	2012.1.1.
7	○○○○○○○法	一部改正	編集中	○○省	○○○	2012.1.1.
8	○○○○○○○○法	全部改正	編集中	○○省	○○○	2012.1.1.

法令情報カード作成

図5 法令案一覧画面

⑥法令情報カードの作成

立案の際には、必ずこの法令情報カードを画面より作成し、これか

ら行う立法に関する情報を入力する。この法令情報カードには以下の情報を入力する（図6）。

- ・立法形式（新規制定・一部改正・全部改正・廃止・失効から選択）
- ・法令名
- ・予算化の必要性（ラジオボタンにより選択）
- ・わかりやすい法令対象（該当するか確認¹¹⁾
- ・法整備対象法令（該当するか確認¹²⁾
- ・立法理由
- ・主な内容
- ・所管省庁
- ・法令情報カードの公開/非公開の選択¹³⁾
- ・備考

法令情報カード

立法形式	<input style="width: 100%;" type="text"/>
法令名	<input style="width: 100%;" type="text"/>
予算化の必要性	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無し
わかりやすい法令対象	<input style="width: 80%;" type="text"/> <input style="width: 15%; text-align: center;" type="button" value="参照"/>
法整備対象法令	<input style="width: 80%;" type="text"/> <input style="width: 15%; text-align: center;" type="button" value="参照"/>
立法理由	<input style="width: 100%; height: 30px;" type="text"/>
主な内容	<input style="width: 100%; height: 60px;" type="text"/>
所管省庁	<input style="width: 100%;" type="text"/>
公開/非公開の選択	<input type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
備考	<input style="width: 100%;" type="text"/>

図6 法令情報カード

〈48〉 韓国における立法支援システムの調査報告（角田・齋藤・関根）

⑦法令案の起案

法令案起案のための管理画面（図7）では、先ほどの法令情報カードの記載に基づく情報が表示され、立法エディタの起動ボタンも表示される。また、この画面から、法令案や理由書などの関連ファイルをアップロードすることも可能である。立法エディタでの編集を完了したら、「オンライン報告」ボタンをクリックして、法令案を省内の審査に提出する。この省内の審査は、政府が別に用意しているオンラインによる承認システムにて処理される。承認後、「法令案確定」ボタンにて内容を確定すると、「審査依頼」ボタンがクリック可能状態になり、法制処へ審査依頼を行うことが可能となる。

法令案起案			
法令名	<input type="text"/>		
立法形式	<input type="text"/>	法令案ファイル	添付
ステータス	<input type="text"/>		
担当者名	<input type="text"/>		参照
法令案編集	立法エディタ		参照
改正理由書	<input type="text"/>	添付	
		オンライン報告	法令案確定
		審査依頼	
手順説明	<input type="text"/>		

図7 法令案起案管理画面

⑧法令案の編集

法令案起案画面において、「立法エディタ」ボタンをクリックすると、インストールされている立法エディタが立ち上がり、立法エ

データのメイン画面が表示される（図10）。この立法エディタによって、実際に新規の法令案を書き込んだり、改正案を書き込んだりすることができる。詳細は次節を参照のこと。

⑨立法手続き情報の登録

立法エディタにて法令案の編集を行った後、立法手続き情報を登録する（図8）。この画面より省庁での協議結果のファイルをアップロードし、立法予告情報を登録する。さらに、規制審査などの情報登録を行う。

The screenshot shows a web form titled "立法手続き情報" (Legislation Procedure Information). It contains the following elements:

- A header box with the title "立法手続き情報".
- Input fields for "法令名" (Law Name), "担当者名" (Responsible Party Name), and "立案予告" (Legislation Announcement).
- The "立案予告" field is populated with the dates "2012.1.10" and "2012.1.20" separated by a tilde (~).
- A "添付" (Attachment) button.
- A large text area labeled "省庁協議結果" (Inter-agency Agreement Results).
- At the bottom right, there are two buttons: "保存" (Save) and "取消" (Cancel).

図8 立法手続き情報登録画面

⑩法令案の確定

法令案の内容が確定したら、図7の法令案起案管理画面において、「法令案確定」ボタンをクリックする。すると、「審査依頼」のボタンがクリック可能状態となり、これがクリックされると法制処に対

〈50〉 韓国における立法支援システムの調査報告（角田・齋藤・関根）

して審査依頼情報を登録するための審査依頼情報登録画面に切り替わる（図9）。

⑪審査依頼情報の登録保存

審査依頼情報登録画面に切り替わると、各省庁の担当者は法制処に対して法令案及び関連資料を提出し、法令の審査を依頼することができる（図9）。この際、省庁等で協議の結果、法令案の修正が行われた場合、それらの法令案すべての修正履歴が登録される。この審査依頼についても、インターネットを通じて国民が審査状況やその立案過程がどのように進んでいるのかをリアルタイムで確認することができる。

審査依頼		
法令名		
立法形式		ステータス
担当者		更新日
要請書		参照
法案		
1	法令案1	○○.hwp
2	法令案2	○○.hwp
3	法令案3	○○.hwp
添付文書		
1	資料1	○○.hwp
2	資料2	○○.hwp
3	資料3	○○.hwp
修正		法令情報カード

図9 審査依頼情報登録画面

⑫法令審査依頼（法制処）

法制処は法令審査依頼を受けると審査を開始する。形式的な確認については、既にシステムによってチェックされているため、内容的な審査を行う。例えば、憲法をはじめとする法令違反をしていないかどうか等の審査を行う。審査が終了したら審査結果書を発行する。その審査結果書もこの法令審査依頼画面に資料として添付される。

こうして国家立法支援システムを用いた一連の作業フローを経て、この法令案は閣議で検討される。その後、国会へ提出されれば、国会審議を経たのち、公布される点は日本と同じである。韓国では、さらに、国家立法支援システムにて公布の手続きが行われると同時に韓国法令情報提供システムにもデータが受け渡され、現行法令として公開される。なお、公開されている法令情報からは、裁判所の判例システムの判例情報も参照可能になっている¹⁴⁾。このように法令自体が提供されているだけでなく、立法過程の情報や判例情報も連動して提供されている。韓国法令情報システムと立法過程との連動を示す特徴的な機能の例として、国家立法支援システムでの編集情報を参照することにより、韓国法令情報提供システムにおいても新旧対照表による改正内容表示が可能となっている。

最後に、国家立法支援システムにおける法令データのシステム内部での形式について付言しておく。このシステムにおける法令データは利便性を図るため、すべての法令データが韓国語ワープロソフトの「アレアハングル」のデータ形式、Word形式、あるいはPDF形式でダウンロードできるようになっている。このようにして提供される国家立法支援システムの法令データは、内部ではXML¹⁵⁾により構造化されている。「アレアハングル」のデータ形式のファイルからXMLへの自動変換の機能を実装する際の制約により、XML構造としては入れ子階層の浅いシンプルな構造になっている。通常の文章に喩えると、章、節、小節、小小節……と続く階層が浅い、ということに相当する。このような単純化が可能となったのは、立案審査基準における法令案執筆のルールには、国家立法支援システム使用の利便性向上を優先するような内容が既に盛り込まれているためである。

第4節 立法エディタの詳細

本節では、前節の「⑧法令案の編集」にて紹介した立法エディタについて詳細に示す。以下に、立法エディタのメイン画面、立法エディタによる新規制定・全部改正時の条文編集画面及び一部改正時の条文編集画面について、それぞれの利用局面を順に示す。

(1) 立法エディタのメイン画面

立法エディタのメイン画面では、法令案のひな形が表示される（図10）。図では省略されているが、実際のひな形の中では改正理由、法令番号、公布日、施行日等の部分が空欄となって表示される。この法令案のひな形は、法令の種類、新規制定、改正の種別により自動的に最適な

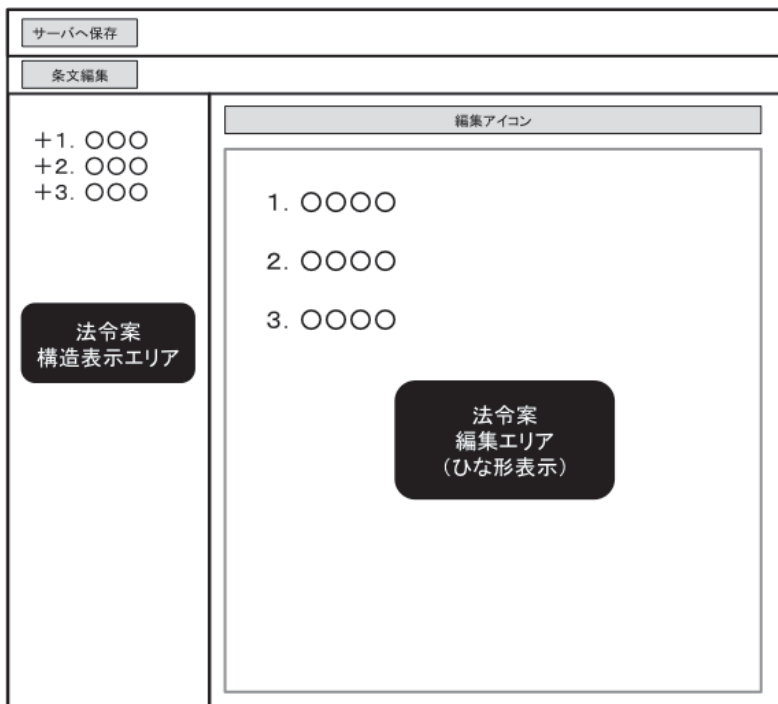


図10 立法エディタメイン画面

ものが読み込まれる。さらに、条文編集結果による一部改正法令案や新旧対照表がこの法令案に自動的に付与される。

(2) 立法エディタによる条文編集（新規制定・全部改正）

立法エディタのメイン画面の「条文編集」ボタンをクリックすると、編集エリアが表示され、このエリアに新規条文を入力する。この編集部分には、直接のテキスト入力の外、韓国語ワープロソフトの「アレアハングル」で使用されている形式のファイルを読み込ませることも可能である。入力後に、条番号が正しく入力されているか、立案審査基準に従った形式や法令用語で記述されているか、わかりやすい表現になっているか等の確認と校正を行う。もし、不適切な記述をシステムが検出した場合には、その部分がエラーである旨表示される。さらに、タブを切り替えることにより、附則の編集画面や別表の編集画面へと切り替える

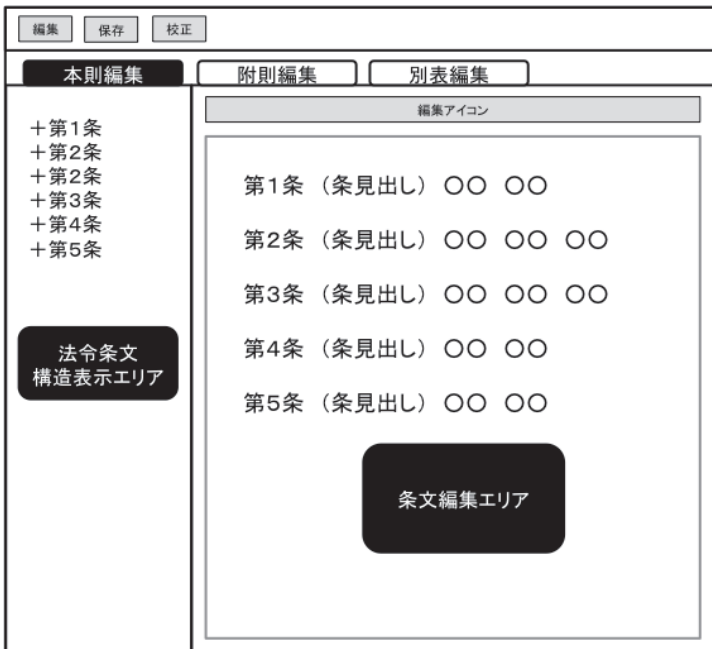


図 11 立法エディタ条文編集画面（新規制定・全部改正）

ことも可能となっている（図11）。

（3）立法エディタによる条文編集（一部改正）

一部改正を行う場合には、新規制定や全部改正の場合とは異なり、まず、現行法令が読み出され、新旧を比較しながら編集可能な条文編集画面が立ち上がる（図12）。法制執務業務のほとんどがこの一部改正の作業であり、一番よく利用される画面である。この一部改正の画面では、左側に現行法令、右側に同内容を表示した編集エリアが表示され、その編集エリアにおいて条、項、号の単位で編集を進める。

この編集エリア上で、規定内容を直接書き換え、「改正規定生成」ボタンをクリックすると、右側の画面が切り替わり、「第〇条中、「A」を「B」に改める。」のような改正規定が自動生成されて、表示される。なお、技術的には、このような編集した箇所を特定して改正規定を自動生成する機能は、日本の法制執務支援システムにも見られる機能だが、韓国の場合は、ハンゲル文法により既に文章がスペースによって単語単位で分けられていることから、「A」を「B」に改めた箇所を機械的に特定することが容易である。このような点で、開発コストやアルゴリズムの複雑化を抑えることができている。

また、編集エリアにおいて削除を行う場合には、対象となる箇所にカーソルを合わせ、「削除」ボタンをクリックすることにより、削除の状態に改めることができる¹⁶⁾。同様に全部改正の場合も対象箇所にカーソルを合わせた上で、「全部改正」ボタンをクリックすることにより、改正規定が自動生成されて、表示される。この時、自動的に、全部改正が行われた旨の情報が規定文末に付加される。次の例のような形式で書き込まれる。

[全部改正 2010.12.31]

なお、韓国の法令執筆のルールは、日本のルールと基本的に同じであるが、電子的な処理を念頭に置いたルール化も加えられており、これらのルールは立案審査基準に規定されている。例えば、法令番号には、かぎカッコ（「」）を付与することを規定して、その後の自動リンク機能と連動させたり、別表は全部改正方式を採るよう規定して、改正規定の自動生成機能の実装を容易にさせたりしている¹⁷⁾。



図12 立法エディタ条文編集画面（一部改正）

このように、システム化の際に法制執務のルールを変更したことも立法作業の効率化につながっていると考えられる。

第3章 まとめ

韓国国情報システムも基本的には、従来のオーストラリアや日本における法制執務支援システムと同様に、文字列としての条文を記述する局面から改廃の局面までを支援するシステムである。ただし、日本とは異なり、国家的に推進されていて、関係省庁はもちろん、国会や大統領府にまで組み込まれている点は徹底しており、その点で効率性や利便性を高めている。さらに、地方自治体からも、このシステムで提供されている立法エディタを無償で利用可能であり、この点についても評価でき

る。また、オーストラリアのタスマニア州政府のEnAct¹⁸⁾システム以上にネットワーク化や統合化などの点においては、技術的に進んでいる部分もある。

本調査の結果、e-Legislationを進める中で我々が目指している、条文の意味情報まで含めたIT化の観点からは、まだ韓国法情報システムも条文記述を行う前の段階の作業支援や意味的部分の支援が弱いと思われる。その点では、我々の研究が進めば、むしろ、韓国に対しても研究成果をフィードバックすることができ、さらなる発展的な研究協力も期待できる。

今後、日本においてもこのようなe-Legislationを推進しようとする際に、開発や運用において様々な障害が想定される。例えば、韓国では、韓国法情報システムの開発に当たっては、開発委託会社が立案審査基準の内容を把握できず、試行錯誤が続いたとのことである。また、導入後の運用の局面では、各省庁から従来の作業に慣れた職員からの反対もあったが、システムを利用した法制執務の研修教育を行うことでようやくシステムの活用が定着したとのことであった。これらは日本でも同様のことが予想される。

一方、むしろシステム化の影響で、複雑な法制執務の手続きや法令の記述テクニックが不要になりつつある事例も現れている。例えば、一応、立案審査基準には「〇〇法等の一部改正」の手法がまだ記述されたままになっている。たしかに、システム化以前は1つの改正法令案にて複数の法令を改正することもあったそうである。しかしながら、システム化以降は国会を含めた手続きが円滑になったため、1つの法令案で複数法令を同時に審議することはなくなりつつある。

筆者らの現時点の調査では、韓国法情報システムの問題点はほとんど見当たらないが、立案審査基準の内容の調査がまだ途中であるので、今後は、この立案審査基準とも照らして、システムの実装状況が適切なものであるか検証を進めていきたいと考えている。

本報告における各調査項目については、それぞれ、次のようにまとめられる。

①システム概要

韓国法情報システムは、国家立法支援システムと韓国法令情報提供システムの2つのシステムから構成されており、特に立法関わる国家立法支援システムは立法から公開までの統合法情報システムである。しかしながら、改正の機能を中心としたシステムであり、立法時の発想支援の部分はシステム化に至っていない。

②導入経緯

次の4つの必要性から導入に至った。

- ・立法過程の改善の必要性
- ・国民による法へのアクセス改善の必要性
- ・実務担当者の専門性の欠如を補う必要性
- ・立法過程の透明化の必要性

③システムの詳細

国家立法支援システムは、法令文書の作業フローの支援とその履歴を管理する機能が実装されたシステムである。法令案を作成するための立法エディタと連動している。これによって立法過程の透明化、効率化を図っている。

④立法エディタの詳細

立法エディタは、法令案の作成時に、法令案自体の記述を支援するソフトウェアである。法令案のひな形が提供されるとともに、一部改正規定の自動生成や新旧対照表自動生成の機能が実装されている。

今後の課題としては、今回の調査において紹介できなかった詳細部分には未確認の事項もあり、これらの点についても追跡調査を続けたいと考えている。特に、2009年以前の立法過程については本システムで遡及的にフォローされる訳ではないので、従来問題は残されたままである。この点についても、調査と同時に我々の問題としても e-Legislation 推進に向けて検討する必要がある。

最後に、本調査結果については、我々の推進する e-Legislation のための支援ツールの設計や運用にも生かし、さらなる研究・開発の成果に結び付けたいと考えている。

謝辞

まず、本調査に当たっては、法制処と筆者らの所属する法情報研究センターとの橋渡しを含めて、元法制処広報担当官・国際協力担当官の Seung-Jin Hong 氏より多大なる研究協力を頂いており、今回の現地調査についても様々な調整と配慮を頂いた。この場を借りて感謝の意を表したい。次に、今回の現地調査では、中心的に準備、進行及びプレゼンテーションを進めて頂いた法制処法令情報センター長の Chan-hee Cho 氏に感謝の意を表したい。その際、技術的な詳細は、開発担当者の OPENSNS 社ゼネラルマネージャーの Byoungdo Lee 氏にも説明頂いており、合わせて感謝の意を表したい。最後に、筆者らの招聘要請に快く応じて頂き、日本での長時間におよぶプレゼンテーションを始め、詳細なヒアリングにも応じて頂くなど、大変なご助力を頂いた法制処法令解釈情報局行政法令解釈課課長の李東禧氏に感謝したい。

なお、本調査実施に際しては予備調査を除き、科学研究費補助金・基盤研究費(S)「漢字文化圏におけるわかりやすい法情報共有環境の構築」(課題番号 23220005、松浦好治研究代表)による支援を受けている。

注

- 1) 法制処は韓国の国家行政機関の1つであり、日本における内閣法制局に対応付けることも可能であるが、日本よりも権限は大きい。
- 2) 角田篤泰「e-Legislationの構想—情報処理としての立法過程」名古屋大學法政論集241号〈1〉-〈26〉頁(2011)。
- 3) Seung-Jin Hong, “Informatization of Legislation by the Korean Government: Current Status and Prospect”, e-Legislation, Bilingual KWICs and Beyond in Korea, Japan and Taiwan (2010)、2012年3月現在、TaiwanLIIサイト (<http://www.taiwanlii.ccu.edu.tw/taiwanlii/index.php/activities/2011-12-01-05-06-08/247-20101006-nagoyaakorea.html>) から入手可能である。以降では「Hong2010」で参照する。

- 4) 『법령입안 심사기준 (法令立案審査基準)』、2006年韓国法制処によって発行された法令案作成の基準を示したマニュアル。韓国法制処のWebサイト (<http://edu.klaw.go.kr/StdInfInfoR.do?astSeq=6>) から閲覧が可能。
- 5) 日本の法令数は、2012年3月現在、総務省「法令データ提供システム」(<http://law.e-gov.go.jp/announce.html>) によると、憲法・法律が1,867本、政令・勅令が2,031本、府令・省令が3,799本、合計で7,698本となっている。
- 6) 前出、Hong2010、2-3頁参照。
- 7) 韓国法制研究院 (Korea Legislation Research Institute) は国内外の法制に関する情報を収集・提供し、国の立法政策を支援する目的で設立された政府資金によるシンクタンクである。URLは<http://www.klri.re.kr/eng/category/main.do> である。
- 8) URLは<http://www.klaw.go.kr> である。
- 9) URLは<http://www.eglaw.go.kr> である。
- 10) この法令情報カードのIDは、実際には法令案のまま廃案になったものにも付されたままとなる。しがたがって、法令番号とは異なる。
- 11) 法制処では難解で国民にとってわかりにくい法令を調査し、わかりやすく書き換える必要のある法令について調査・検討しリスト化している。そこで、改正時などには「参照」ボタンを押すことにより、そのリストが明示され、当該法令が対象となっているかどうか確認することができる。
- 12) 法制処では毎年、他の法令との競合や齟齬、あるいは問題のある法令を調査し、修正の必要のある法令についてはリスト化している。そこで改正時などには「参照」ボタンを押すことにより、そのリストが明示され、当該法令がその中に含まれているかどうか確認することができる。
- 13) この法令情報カードは公開対象であっても、国家安全（軍事）などに関する事項が含まれている法令の場合、その法令自体は非公開となる場合がある。
- 14) 韓国では判例データベースは国家が無料で提供している。
- 15) XMLはeXtensible Markup Languageの略称であり、文書やデータの意味的な構造を反映させて表記するために、プログラミング言語のように人工的に作られた言語である。XMLの仕様は、World Wide Web Consortium (W3C) により策定・勧告されて、標準が保たれている。
- 16) この場合の「削除」とは、法制執務用語であり、条番号を残し、条文の内容だけを消去した上で、その部分に「削除」と表記することを指す。こうすることによって、法令内の条番号がずれることを防いでいる。

〈60〉 韓国における立法支援システムの調査報告（角田・齋藤・関根）

- 17) この他にも、字句の改正手法としては、「〔A〕の次に〔B〕を加える。」のような字句の追加は行わず、「〔A〕を〔AB〕に改める。」のように改める方式にて統一されている。さらに、「次条」「前条」等の表現は利用せず、必ず「第〇条」と明記することとしている。
- 18) オーストラリア・タスマニア州政府が運用する州法令の管理システムであり、次を参照のこと。ティム・アーノルド・ムーア（指宿信，岩川直子訳）「XMLと立法—法令情報の電子化とXML技術（上）・（下）」法律時報76巻10-11号153-147頁、140-135頁（2004）。